

令和3年9月7日

公立幼稚園・こども園・保育所 保護者 各位

習志野市こども部  
こども保育課長

### 緊急事態宣言延長後の教育・保育活動について

日頃から、本市の教育・保育活動に御理解と御協力を賜り、感謝申し上げます。

国から緊急事態宣言が発令され、期間につきましても9月12日まで延長されました。

感染は急速に進んでいる状況であり、習志野市においても、感染者が増加しております。緊急事態宣言延長発令後につきましても、「幼稚園・こども園・保育所等における新しい生活スタイル」に基づき、基本的な感染症対策の徹底を図りながら、教育・保育活動を継続してまいりますので、保護者の皆様には、御理解いただきますようお願い申し上げます。

つきましては、下記の「保護者の皆様へのお願い」の事項について、お子様にわかりやすく教えていただく等の御協力をお願い申し上げます。

今後の感染状況等によっては、対応に変更が生じることがありますので、併せて御理解のほどをお願い申し上げます。

#### 1. 感染防止対策の徹底

- (1) 「幼稚園・こども園・保育所等における新しい生活スタイル」と基本的な感染症対策の徹底
  - ・「幼稚園・こども園・保育所等における新しい生活スタイル」を踏まえた教育・保育活動
  - ・毎日の健康管理、職員のマスクの着用（可能な限り不織布マスク使用、幼児については推奨）、社会的距離の確保、換気の徹底、手洗いの徹底、マスクを外している時の活動時、昼食時の感染防止、
- (2) 緊急事態宣言期間中を含めた当面の間控える教育・保育活動【行事等】
  - ・個人で取り組める活動を中心に遊びのコーナーを設定するように努める。
  - ・グループ活動及びペアでの活動は控える。
  - ・子ども等全員で一斉に声を出す活動は行わない。
  - ・歌唱や口にくわえる楽器（鍵盤ハーモニカ等）を使用した活動は行わない。
  - ・食事の場面において、しきり（アクリル板の活用等）の活用をし、会話は行わないことを徹底する。
  - ・職員が声を大きく発する場面や集団に向けて話をする場面等においては、視聴覚機器（声を録音して聴かせる、マイクを使用する等）や視聴覚教材を活用し、声を大きく発する場をなくす等の工夫をする。
  - ・緊急事態宣言中は、園（所）行事は原則として実施しない。（保護者参観や子どもを一堂に集める等、行わない）

#### 2. 保護者の皆様へのお願い

- (1) 外出について、以下の点について御協力ください。

○送迎時はマスクを着用し、体調不良時には送迎を控える。

○送迎後は、保護者同士で歓談をせず、速やかに帰宅する。

○不要不急の外出は控える。

- (2) お子様自ら感染予防に留意し行動できるよう、こまめな手洗い・手指消毒（大人と一緒に）、マスクの着用（幼児については御家庭の判断のもと）、3密の回避等の基本的な感染症対策について御家庭においても園（所）同様に取り組んでいただくようお願いいたします。
- (3) お子様の健康状態により、一層御留意いただき、毎朝、検温と体調確認を必ず行い、発熱や風邪症状等がある場合には登園（所）を控えてください。また、発熱したときは、平熱に戻ったことを確認するため、解熱後24時間以上経過してから登園（所）してください。
- (4) 同居御家族に体調不良の方がいる場合は、登園（所）を控える、施設内へは入らない等の御協力をお願いいたします。
- (5) 外部の方が施設内に入ることを控えさせていただきます。送迎時に関しても保護者の方が保育室へ入室することを控えさせていただきます、極力、施設内へは入らない動線に御協力をお願いいたします。
- (6) 在園（所）児及び同居の御家族が、医師や保健所の指示等でPCR検査及び抗原検査を受けることとなった場合は、登園（所）せず、園（所）へすみやかにご一報ください。検査結果についても必ず、ご報告をお願いいたします。保健所の指示で登園（所）ができることを確認されるまでは、お子様の登園（所）はお控えください。
- (7) 在園（所）児及び同居の御家族が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は、濃厚接触者に特定された場合は、すみやかに園（所）へご報告ください。
- (8) 発熱等の症状がある場合は、日頃から通院している医療機関か、自宅の近くにある医療機関に電話で御相談ください。（直接、医療機関を受診せず、事前に必ず医療機関へ電話で相談をお願いします）かかりつけ医がない等、相談先に困った場合は、以下の【相談窓口】に電話で御相談ください。
- (9) 施設が休園となった場合は、原則、施設に在籍している子どもは自宅待機をお願いいたします。

**【相談窓口】**

- 千葉県発熱相談コールセンター 0570(200)139 (24時間、土日、祝日含む)
- 習志野市役所 健康支援課 047(453)2923 (月～金の午前9時～午後5時)
- 発熱相談医療機関 千葉県ホームページで随時更新しています。

※小児は小児科医による診察が望ましいとされていることから、かかりつけ小児医療機関や「千葉県発熱相談コールセンター」に御相談ください。